

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

181

複数計上: (181)(182)

施設名:	地区公園 浜田市海のみえる文化公園	担当課:	建設	維持管理課
所在地:	浜田市野原町859番地1外	管理形態:	直営	H~H
目的:	県立短期大学誘致に伴い、大学周辺地域が市民の文化創造の新しい拠点となるよう、こども美術館・総合福祉センターなどと共に併設され、これらの施設と一体となって市民に憩いの場を提供している。			
設置条例:	海のみえる文化公園条例、浜田市都市	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H6

I 施設の基本的事項

事業内容:	散歩や自然観察、キャッチボールなどをはじめ、様々な団体によるレクリエーション及び音楽活動、児童生徒の遠足等にも利用されている。			
施設区分:	都市公園			
施設内容:	【構造・階】 【敷地面積】107,000㎡、管理棟(トイレ含む)、多目的広場兼野外劇場、駐車場、調整池 【延床面積】㎡、【①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)】			
利用対象者:	市民等(利用者数不明)		0 人	利用者H17:
料金体系等:	広場等使用料及び有料附属設備使用料については、「浜田市海のみえる文化公園条例」に基づく。			利用者H18:
				利用者H19:
施設職員(人)	常勤 1 人	嘱・パート:	0 人	利用者H20:
	(うち市職員) 正規: 1	嘱:	臨: パ:	利用者H21:
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計
指定管理料	0	0	0		一般財源:
市補助金	0	0	0		国県支出金:
市委託金	0	0	0		起債:
その他	0	0	0		その他:
収入合計	0	0	0		
光熱水費	380	481	454	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)
委託費	3,492	3,127	2,698	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	回
人件費	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)
その他	3,409	447	809		0.0 %
支出合計	7,281	4,055	3,961		
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27	
施設設置の効果	桜も数多く植えられており、散策コースも充実しており、広く市民に利用さ				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	
総合評価:	存続	市民の憩いの場として存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、委託方法など全市で統一した方針を検討して効率的に行い、地元の協力も求めていくべき。利用の少ない野外劇場は廃止も検討すべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

208

複数計上:

施設名:	運動公園 東公園	担当課:	建設	維持管理課
所在地:	浜田市黒川町3735番地1外	管理形態:	直営	H~H
目的:	運動公園			
設置条例:	浜田市都市公園条例	都市公園法	建築年度:	S50

I 施設の基本的事項

事業内容: 市民や市外の人にもスポーツ施設の利用や、ジョギング等、散歩、憩いの場として利用されている。

施設区分: 都市公園 陸上競技場 野球場 テニスコート

施設内容: 【敷地面積】110,123.00㎡、県立体育館、石見武道館、浜田温水プール、東屋、蒸気機関車、トイレ、【土地所有者】国・市

利用対象者: 市民等(利用者数不明) 0 人 利用者H17:

料金体系等: 野球場、庭球場、陸上競技場については、「浜田市東公園運動施設条例」に基づく。 利用者H18:

施設職員(人): 常勤 1 人 嘱・パート: 0 人 利用者H19:

(うち市職員) 正規: 1 嘱: 臨: パ: 利用者H20:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	2,797	2,817	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	1,506,600
指定管理料	0	9,327	1,861		一般財源:	753,300
市補助金	0	0	0		国県支出金:	753,300
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	12,124	4,678			
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	2,305	2,813	2,582	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	57.0 %
人件費	0	0	0			
その他	460	144	2,363			
支出合計	2,765	2,957	4,945			
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>
施設設置の効果	運動施設が集中しており、広くスポーツ愛好家等やウォーキング等の健康					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	<input type="text"/> 存続	
総合評価:	<input type="text"/> 存続	市民の憩いの場、健康維持に利用されているので存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、設置している運動施設の指定管理と併せて総合的に検討するなど全市で統一した方針を検討して効率的に行い、住民の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

209

複数計上:

施設名:	特殊公園 城山公園	担当課:	建設	維持管理課
所在地:	浜田市殿町123番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	浜田城跡。史跡指定 建設費用不明			
設置条例:	浜田市都市公園条例	都市公園法	建築年度:	S50

I 施設の基本的事項

事業内容: 市民の桜の花見スポットとしても人気の公園であるが、史跡公園として市民以外の歴史に興味のある人にも広く利用されている。

施設区分: 都市公園

施設内容: 【構造・階】 【敷地面積】87,000.00㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市
①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)

利用対象者: 市民等(利用者数不明) 0 人 利用者H17:

料金体系等: 無料 利用者H18:

施設職員(人): 常勤 1 人 嘱・パート: 0 人 利用者H19:

(うち市職員) 正規: 1 嘱: 臨: パ: 利用者H20:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	回
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	2,210	1,743	2,222			
人件費	0	0	0			
その他	0	0	0			
支出合計	2,210	1,743	2,222			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果	城山跡地で、歴史愛好家にも知られており、浜田の歴史をさぐる公園とし					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性: 1 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
 市内に民間を含め、類似施設がない。
 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性: 利用者が増加している。
 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価: 存続

総合評価: 存続 城山跡地で桜の名所でもあり、存続して効果的活用を図る工夫が必要。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、委託方法など全市で統一した方針を検討して効率的に行い、住民の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

210

複数計上:

施設名:	特殊公園 長沢公園	担当課:	建設	維持管理課
所在地:	浜田市長沢町1579内3番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	旧浜田歩兵第21連隊管下の陸軍墓地として使用されていた。現在も墓地が存続しており、市外から墓参として訪れる人も多い。			
設置条例:	浜田市都市公園条例	都市公園法	建築年度:	S63

I 施設の基本的事項

事業内容: 墓参りに訪ずれた人の休憩場所としても利用されており、地域住民の憩いの場所ともなっている。

施設区分: 都市公園

施設内容: 【構造・階】 【敷地面積】2,000.00㎡、納骨塔、鎮魂碑、慰霊碑、倉庫、東屋、トイレ 【延床面積】㎡、【土地所有者】国
①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)

利用対象者: 市民等(利用者数不明) 0 人 利用者H17:

料金体系等: 無料 利用者H18:

施設職員(人): 常勤 1 人 嘱・パート: 0 人 利用者H19:

(うち市職員) 正規: 1 嘱: 臨: パ: 利用者H20:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	6,000
指定管理料	0	0	0		一般財源:	6,000
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0			
光熱水費	5	4	4	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	282	254	269	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0%
人件費	0	0	0			
その他	24	24	74			
支出合計	311	282	347			
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>
施設設置の効果	周辺の住民や墓参に訪れる方等の憩いの場として利用されている。					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性: 1 施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
 市内に民間を含め、類似施設がない。
 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。

効率性: 利用者が増加している。
 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。

一次評価: 存続

総合評価: 存続 墓参に訪れる方や、住民の憩いの場所として利用されているので存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、委託方法など全市で統一した方針を検討して効率的に行い、住民の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 事業コストは利用者按分したもの。利用人数

整理番号

177

複数計上: (173)(175)(177)(178)(179)(250)

施設名:	運動公園 旭公園	担当課:	建設 旭建設課
所在地:	浜田市旭町今市1068番地6	管理形態:	直営 H~H
目的:	スポーツ振興及び文化向上を図る。		
設置条例:	都市公園条例	都市公園法	建築年度: S56

I 施設の基本的事項

事業内容:	多目的広場として管理 各種スポーツイベントの開催 近隣小中学校の体育授業		
施設区分:	都市公園	野球場	陸上競技場
施設内容:	【構造・階】無し階、【敷地面積】98,027.00㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市 ①(㎡/室)②(㎡/室)③(㎡/室)④(㎡/室)⑤(㎡/室)		
利用対象者:	主に浜田市民	60,180 人	利用者H17: 13,503
料金体系等:	有料施設以外は無料		利用者H18: 12,207
施設職員 (人)	常勤	1 人	利用者H19: 11,697
	嘱・パート:	0 人	利用者H20: 11,378
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:
		0 臨:	0 パ:
		0	利用者H21: 10,066
代替・類似施設の有無			

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	357,000
指定管理料	0	0	0		一般財源:	17,850
市補助金	0	0	0		国県支出金:	178,500
市委託金	0	0	0		起債:	160,650
その他	0	0	0		その他:	
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	0.17 回
光熱水費	2,245	1,675	542	(支出)	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	589	98	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。		
人件費	1,438	1,438	1,438			
その他	5,096	5,849	5,538			
支出合計	9,368	9,060	7,518			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果	運動施設等が整備されており、広く市民に利用されている。					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	・多目的運動広場として必要である。
総合評価:	存続	広く市民に利用されているので存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、指定管理も含めて総合的に検討するなど全市で統一した方針を検討して効率的に行い、住民の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 建設費用＝公有財産台帳に基づく

整理番号

233

複数計上:

施設名:	街区公園 向野田児童公園	担当課:	建設	三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町向野田地内	管理形態:	直営	H～H
目的:	児童の健全育成			
設置条例:	都市公園条例	都市公園法	建築年度:	平成4年度

I 施設の基本的事項

事業内容: 児童の健全育成を目的に整備された公園。遊具とトイレの設置

施設区分: 都市公園 トイレ

施設内容: 【構造・階】階、【敷地面積】1,166.00㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市

利用対象者: 三隅自治区三隅地区(利用者数不明) 2,111 人 利用者H17:

料金体系等: 無料 利用者H18:

施設職員(人): 常勤 0 人 嘱・パート: 1 人 利用者H19:

(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ: 利用者H20:

利用者H21:

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	3,347
指定管理料	0	0	0		一般財源:	3,347
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0			
光熱水費	41	42	42	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	0	0	0		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
人件費	44	46	46			
その他	75	52	98			
支出合計	160	140	186			
大規模修繕:H22～H27	-	0	改修:H22～H27	-	0	
施設設置の効果	児童福祉の向上					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="checkbox"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="checkbox"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="checkbox"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="checkbox"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="checkbox"/>	利用者が増加している。
	<input type="checkbox"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="checkbox"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input checked="" type="checkbox"/> 存続	近隣保育園児の定期的な利用のほか、地域の子供の利用もあり、存続の必要がある
総合評価:	<input checked="" type="checkbox"/> 存続	児童の健全育成を目的に整備された公園であり存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、委託方法など全市で統一した方針を検討して効率的に行い、地元の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 事業コスト・利用人数等＝各施設に計上。利

整理番号

232

複数計上: (217)(218)(219)

施設名:	地区公園 田の浦公園	担当課:	建設 三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町湊浦地内	管理形態:	指定管理者(指名) H22～H24
目的:	スポーツの振興及び文化の向上 (事業コスト、施設の利用者人数は各施設(217.218.219)に計上)		
設置条例:	都市公園条例	都市公園法	建築年度: 平成16年度

I 施設の基本的事項

事業内容:	日本海に面した公園で、海水浴や釣りを楽しむことができる都市公園		
施設区分:	都市公園	ソフトボール場	キャンプ場
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】63,050.00㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市		
利用対象者:	主に海水浴客	60,180 人	利用者H17:
料金体系等:	有料施設以外は無料		利用者H18: 7,930
施設職員 (人)	常勤	0 人	嘱・パート:
	嘱・パート:	0 人	利用者H19: 8,530
代替・類似 施設の有無	三隅中央公園、三隅公園		利用者H20: 8,480
	うち市職員	正規: 0	嘱: 臨: パ:
			利用者H21: 4,500

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)		
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	631,327	
指定管理料	0	0	0		一般財源:	328,327	
市補助金	0	0	0		国県支出金:	303,000	
市委託金	0	0	0		起債:	0	
その他	0	0	0		その他:		
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	0.07 回	
光熱水費	0	0	0	(支出)	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	2,520	2,678	2,678				
人件費	230	239	431				
その他	264	1,209	783				
支出合計	3,014	4,126	3,892				
大規模修繕: H22～H27	-	0	改修: H22～H27	-	0		
施設設置 の効果	海水浴客は年により増減はあるが、釣り客は増加傾向にある			H18 530人 → H21 1,500人			

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:		現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	主に夏を中心に観光客が訪れる都市公園であり、存続の必要がある。
総合評価:	存続	存続し、利用者が増えるよう努力するべき。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、委託方法など全市で統一した方針を検討して効率的に行い、地元の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 建設費用=公有財産台帳に基づく

整理番号

230

複数計上:

施設名:	総合公園 三隅公園	担当課:	建設	三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町三隅地内	管理形態:	直営	H~H
目的:	地域住民の福祉向上			
設置条例:	都市公園条例	都市公園法	建築年度:	S63年度

I 施設の基本的事項

事業内容:	つつじの開花シーズンには観光客が訪れる三隅自治区の観光スポット ゴールデンウィークには、つつじまつりの開催会場となる 公衆トイレの設置			
施設区分:	都市公園	トイレ		
施設内容:	【構造・階】階、【敷地面積】45,000.00㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市			
利用対象者:	主に観光客	60,180 人	利用者H17:	
料金体系等:	無料		利用者H18:	16,100
			利用者H19:	19,400
施設職員 (人)	常勤 0 人 嘱・パート: 1 人		利用者H20:	17,450
	(うち市職員) 正規: 0 嘱: 臨: パ:		利用者H21:	12,900
代替・類似 施設の有無	田の浦公園、三隅中央公園			

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	6,800
指定管理料	0	0	0		一般財源:	6,800
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	
その他	0	0	0		その他:	
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	0.21 回
光熱水費	61	59	58	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	2,415	2,520	2,520			
人件費	437	441	622			
その他	22	30	22			
支出合計	2,935	3,050	3,222			
大規模修繕: H22~H27	-	0	改修: H22~H27	-	0	
施設設置 の効果	つつじ開花状況により観光客に増減はあるが、中国地方屈指のつつじの					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	1	市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	中国地方屈指のつつじの名所として知られる三隅公園であり、開花シーズンには多くの観光客が訪れる都市公園であり、存続の必要がある。
総合評価:	存続	つつじの名所として、観光客も多く存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、委託方法など全市で統一した方針を検討して効率的に行い、地元との協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続: 事業コスト・利用人数等＝各施設に計上

整理番号

231

複数計上: (221)(222)(226)(228)(231)(234)(235)

施設名:	運動公園 三隅中央公園	担当課:	建設 三隅建設課
所在地:	浜田市三隅町古市場地内	管理形態:	指定管理者(指名) H22～H24
目的:	スポーツの振興及び文化の向上 (事業コスト・施設の利用者人数は各施設(221.222.226.228.231.234.235)に計上)		
設置条例:	都市公園条例	都市公園法	建築年度: 平成13年度

I 施設の基本的事項

事業内容:	子供広場、野球場、テニス場、プール等の運動施設が整備された都市公園であり、さらに公園内には石正美術館や石州和紙会館もあり教育文化ゾーンとして整備された都市公園。		
施設区分:	都市公園		
施設内容:	【敷地面積】248,509㎡、【延床面積】㎡、【土地所有者】市		
利用対象者:	主に三隅自治区	6,881 人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	有料施設以外は無料		利用者H18: <input type="text"/>
施設職員(人)	常勤	<input type="text"/> 0 人	利用者H19: <input type="text"/>
	嘱・パート:	<input type="text"/> 4 人	利用者H20: <input type="text"/>
	(うち市職員) 正規:	<input type="text"/> 0	利用者H21: <input type="text"/>
	嘱:	<input type="text"/>	
	臨:	<input type="text"/>	
	パ:	<input type="text"/>	
代替・類似施設の有無	田の浦公園、三隅公園		

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	3,403,249
指定管理料	0	0	0		一般財源:	2,163,249
市補助金	0	0	0		国県支出金:	1,240,000
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	回
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	14,496	15,267	15,330			
人件費	1,323	1,363	2,469			
その他	2,088	1,132	914			
支出合計	17,907	17,762	18,713			
大規模修繕: H22～H27	H22 制水弁修繕(805) H22 子供広場公衆便所下水道接続		1,868	改修: H22～H27		0
施設設置の効果	運動施設・教育・文化施設の充実		大会会場としての場所の提供等			

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/> 1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text"/> 1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	<input checked="" type="text"/> 存続	プール、陸上競技場、野球場等各種スポーツ施設が整備された都市公園、子供広場等もあり、幅広い年代層が利用できる公園である。 さらに、石州和紙会館、美術館等文化施設もあり、多くの観光客が訪れる三隅自治区の観光スポットとなっているため、存続の必要がある。
総合評価:	<input checked="" type="text"/> 存続	運動施設・文化施設の訪問者の利用があり存続。防犯も含めた維持管理を充分行い、設備については安全性・効率性に充分配慮すること。維持管理については、設置している運動施設の指定管理と併せて総合的に検討するなど全市で統一した方針を検討して効率的に行い、住民の協力も求めていくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

180

複数計上: (180)(183)

施設名:	河内町親水広場	担当課:	建設	維持管理課
所在地:	浜田市河内町1897番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	第二浜田ダム事業に伴い、地域における憩いの場として整備した公園。			
設置条例:	河内町親水広場条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H15

I 施設の基本的事項

事業内容:	周辺住民の憩いの場所として利用されている。第二浜田ダム事業による自然環境の変化に伴い、地元から自然を生かした親水性の護岸や公園の整備を求められた経緯があるため、広場の草刈やトイレの清掃等、地元の協力により管理されている。			
施設区分:	公園			
施設内容:	【敷地面積】2,227.00㎡、東屋、トイレ【土地所有者】市			
利用対象者:	周辺住民(利用者数不明)	0	人	利用者H17: 530
料金体系等:	無料			利用者H18: 530
				利用者H19: 530
施設職員(人)	常勤 1 人 嘱・パート: 0 人			利用者H20: 530
	(うち市職員) 正規: 1 嘱: 0 臨: 0 パ: 0			利用者H21: 530
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 148,704
指定管理料	0	0	0		一般財源: 14,904
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 133,800
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) 回
光熱水費	28	31	41	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 0.0%
委託費	0	0	0		
人件費	188	188	188		
その他	14	12	499		
支出合計	230	231	728		
大規模修繕: H22~H27		0	改修: H22~H27		0
施設設置の効果	多目的広場も隣接しており、周囲の住民の憩いの場として利用されている				

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。 収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。 会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。 収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。 現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	当広場の隣接には地元管理の集会所も併設されており、広場との一体的な利用により地域活動や災害時の避難場所として重要な役割を果たしている。 今後も地元の協力を得ながら継続して維持管理したい。
総合評価:	存続	地元要望に基づく公園であり、地元で利用とともに、草刈等の管理も対応されているので存続。 遊具等の安全など、十分な維持管理に努められたい。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

69

複数計上:

施設名:	浜田市桧ヶ浦児童遊園	担当課:	健康福祉 子育て支援課
所在地:	浜田市大辻町2789番地	管理形態:	直営 H~H
目的:	児童に適切な遊び場を与えその健全な育成及び心身の健康を図る		
設置条例:	市立児童遊園条例	児童福祉法第35条第3項	建築年度: S61

I 施設の基本的事項

事業内容: 児童の屋外活動の場として、島根県有地を占有許可に管理している桧ヶ浦公園内に児童公園として、遊具を設置し遊びの場の提供をしている。公園は島根県が整備し、市が管理している。

施設区分: 公園

施設内容: 【敷地面積】586.00㎡、【土地所有者】島根県
子供広場、遊具

利用対象者: 浜田市内児童 4,744 人

料金体系等: なし

施設職員(人): 常勤 1 人 嘱・パート: 0 人
(うち市職員) 正規: 1 主任主事1% 嘱: 臨: パ:

利用者H17:	500
利用者H18:	500
利用者H19:	500
利用者H20:	500
利用者H21:	500

代替・類似施設の有無

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	0
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	0
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	0.11 回
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費		0	0			
人件費	72	72	72			
その他	31	36	0			
支出合計	103	108	72			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の 効果						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
		収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。 市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
		利用者が増加している。
一次評価:	1	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
総合評価:	存続	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年の公園設置されて以来、子どもたちの遊びの広場として定着しており、地域にとっても不可欠な広場となっている。 遊具の更新、充実は必要であるが、現状維持での管理存続を行なっている。
総合評価:	存続	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちの遊びの広場として定着しており、その特殊性からも存続。 遊具などの安全点検が重要であり、所管部署は将来的には建設部など専門部署への移管も検討されたい。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

119

複数計上:

施設名:	金城ニュータウンきんたの森第1公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町下来原234番地79	管理形態:	直営	H~H
目的:	地域住民の憩いと休養、健康増進を図る			
設置条例:	金城ニュータウンきんたの森公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H14

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域住民の憩いと休養、健康増進の場を提供する。			
施設区分:	公園			
施設内容:	【敷地面積】733.00㎡、【土地所有者】市 遊具			
利用対象者:	地域住民	500 人	利用者H17:	
料金体系等:			利用者H18:	
			利用者H19:	500
施設職員(人)	常勤 1 人	嘱・パート: 0 人	利用者H20:	500
	(うち市職員) 正規: 1 主任主事1%	嘱: 0 臨: 0 パ: 0	利用者H21:	500
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	4,600
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	4,600
その他	0	0	0		その他:	0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者)	1.00 回
光熱水費	30	30	30	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
委託費	0	0	63			
人件費	72	72	72			
その他	0	0	52			
支出合計	102	102	217			
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27		
施設設置の効果						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	1	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
		市内に民間を含め、類似施設がない。
		会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:		利用者が増加している。
		収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	1	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	当公園は、地域定住対策に寄与するための、民間と共同の団地開発によるもので、公園・道路については、市(当時:金城町)が管理することとしている。公園の存続については、開発協議、自然環境保全計画の中で自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため設置することとなっていることから、現状により管理を行いたい。
総合評価:	存続	都市公園と同様に住宅団地開発時に義務付けされたものであり、地域住民の憩いの場、避難場所として必要なので存続。遊具の安全点検を徹底し、町内やボランティア活動による維持管理で効率的に運営されたい。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

120

複数計上:

施設名:	金城ニュータウンきんたの森第2公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町下来原234番地80	管理形態:		H~H
目的:	地域住民の憩いと休養、健康増進を図る			
設置条例:	金城ニュータウンきんたの森公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H14

I 施設の基本的事項

事業内容:	地域住民の憩いと休養、健康増進の場を提供する。			
施設区分:	公園			
施設内容:	【敷地面積】1,141.00㎡、【土地所有者】市 東屋			
利用対象者:	地域住民	500	人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:				利用者H18: <input type="text"/>
				利用者H19: 500
施設職員(人)	常勤 <input type="text" value="1"/> 人	嘱・パート: <input type="text" value="0"/> 人		利用者H20: 500
	(うち市職員) 正規: <input type="text" value="1"/> 主任主事1%	嘱: <input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>		利用者H21: 500
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	7,000
指定管理料	0	0	0		一般財源:	0
市補助金	0	0	0		国県支出金:	0
市委託金	0	0	0		起債:	7,000
その他	0	0	2		その他:	0
収入合計	0	0	2			
光熱水費	0	0	0	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	1.00 回
委託費	0	0	92		H21受益者負担率(利用料等/支出合計)	0.0 %
人件費	72	72	72			
その他	0	0	0			
支出合計	72	72	164			
大規模修繕:H22~H27				改修:H22~H27	排水処理(暗渠)工事	337
施設設置の効果						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text" value="1"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	<input type="text" value="1"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	当公園は、地域定住対策に寄与するための、民間と共同の団地開発によるもので、公園・道路については、市(当時:金城町)が管理することとしている。公園の存続については、開発協議、自然環境保全計画の中で、自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため設置することとなっていることから、現状により管理を行いたい。
総合評価:	存続	都市公園と同様に住宅団地開発時に義務付けされたものであり、地域住民の憩いの場、避難場所として必要なので存続。町内やボランティア活動による維持管理で効率的に運営されたい。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

121

複数計上:

施設名:	金城ニュータウンきんたの森第3公園	担当課:	建設	金城建設課
所在地:	浜田市金城町下来原232番地80	管理形態:	H~H	
目的:	地域住民の憩いと休養、健康増進を図る			
設置条例:	金城ニュータウンきんたの森公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H14

I 施設の基本的事項

事業内容: 地域住民の憩いと休養、健康増進の場を提供する。

施設区分: 公園

施設内容: 【敷地面積】1,353.00㎡、【土地所有者】市・民間

利用対象者: 地域住民 500 人 利用者H17:

料金体系等: 利用者H18:

利用者H19: 500

施設職員 (人) 常勤 人 嘱・パート: 人 利用者H20: 500

(うち市職員) 正規: 主任主事1% 嘱: 臨: パ: 利用者H21: 500

代替・類似施設の有無:

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計 8,400
指定管理料	0	0	0		一般財源: 0
市補助金	0	0	0		国県支出金: 0
市委託金	0	0	0		起債: 8,400
その他	0	0	0		その他: 0
収入合計	0	0	0		H21利用度(利用者/対象者) 1.00 回
光熱水費	32	32	32	(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21受益者負担率(利用料等/支出合計) 0.0 %
委託費	0	0	92		
人件費	72	72	72		
その他	0	0	52		
支出合計	104	104	248		
大規模修繕: H22~H27	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	改修: H22~H27	<input type="text"/>
施設設置の効果	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text" value="1"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	<input type="text" value="1"/>	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
	<input type="text" value="1"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
一次評価:	存続	当公園は、地域定住対策に寄与するための、民間と共同の団地開発によるもので、公園・道路については、市(当時:金城町)が管理することとしている。公園の存続については、開発協議、自然環境保全計画の中で、自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため設置することとなっていることから、現状により管理を行いたい。
総合評価:	存続	都市公園と同様に住宅団地開発時に義務付けされたものであり、地域住民の憩いの場、避難場所として必要なので存続。町内やボランティア活動による維持管理で経費を抑えていくとともに、公園利用を地元住民に促していくべき。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

263

複数計上:

施設名:	島村抱月文学碑公園	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町久佐イ108番地	管理形態:	直営	H~H
目的:	島村抱月の功績を讃え地域連帯意識の高揚と都市交流の促進			
設置条例:	島村抱月公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	H3

I 施設の基本的事項

事業内容:	公園(一般)			
施設区分:	公園			
施設内容:	【敷地面積】286.00㎡、【土地所有者】市			
利用対象者:	不明		0 人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	無料			利用者H18: <input type="text"/>
施設職員 (人)	常勤	0 人	嘱・パート:	0 人
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	
			臨:	
			パ:	
				利用者H20: <input type="text"/>
				利用者H21: <input type="text"/>
代替・類似施設の有無				

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入)	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。 利用者等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	3,500
指定管理料	0	0	0		一般財源:	1,500
市補助金	0	0	0		国県支出金:	
市委託金	0	0	0		起債:	500
その他	0	0	0		その他:	1,500
収入合計	0	0	0			
光熱水費	0	0	0	(支出)	H21利用度(利用者/対象者)	
委託費	0	0	0	施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	回	
人件費	0	0	0		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	
その他	0	0	0		#Num! %	
支出合計	0	0	0			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の 効果						

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
効率性:	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
	1	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
一次評価:	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
総合評価:	<input type="text"/>	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。
	存続	経費も多額にかかっておらず、地元住民を中心に管理していただき、「日本新劇の父」とも呼ばれる島村抱月の顕彰のため、生誕地である金城において今後も存続していきたい。
総合評価:	<input type="text"/>	島村抱月顕彰という特殊要因があり、地元住民を中心とした管理がなされ、経費も少ないので存続。
	存続	今後も低コストを維持するとともに、更なる利活用と島村抱月の顕彰に努められたい。

行政評価票(施設の管理運営)

処理手続:

整理番号

264

複数計上:

施設名:	島村抱月先生の碑公園	担当課:	教育	教育 金城分室
所在地:	浜田市金城町今福1499番地1	管理形態:	直営	H~H
目的:	島村抱月の功績を讃え地域連帯意識の高揚と都市交流の促進			
設置条例:	島村抱月公園条例	自治法第244条の2第1項	建築年度:	S53

I 施設の基本的事項

事業内容:	公園(一般)			
施設区分:	公園			
施設内容:	【敷地面積】330.00㎡、【土地所有者】民間			
利用対象者:	不明		0 人	利用者H17: <input type="text"/>
料金体系等:	無料			利用者H18: <input type="text"/>
施設職員 (人)	常勤	0 人	嘱・パート:	0 人
	(うち市職員) 正規:	0	嘱:	<input type="text"/> 臨: <input type="text"/> パ: <input type="text"/>
代替・類似施設の有無	<input type="text"/>			

II 事業コスト、事業成果

単位:千円	H19	H20	H21	(収入) 施設運営に係る経費(人件費を含む)を誰が負担しているか。	建設費用(千円)	
利用料等	0	0	0	利用料等…施設利用者 指定管理料…浜田市 市補助金/委託金…浜田市 その他…国県等	合計	9,768
指定管理料					一般財源:	3,768
市補助金					国県支出金:	0
市委託金					起債:	
その他					その他:	6,000
収入合計	0	0	0			
光熱水費				(支出) 施設を運営するには、どのような経費(人件費を含む)がかかるのか。	H21利用度(利用者/対象者)	回
委託費	105	105	105		H21受益者負担率 (利用料等/支出合計)	0.0 %
人件費	72	72	72			
その他						
支出合計	177	177	177			
大規模修繕: H22~H27				改修: H22~H27		
施設設置の効果	<input type="text"/>					

III 事業評価(一次評価・担当課による自己評価)(総合評価・行政評価委員会)

必要性:	<input type="text"/>	施設の設置目的や社会的ニーズが時代に合致している。
	1	収益事業(法人税法施行令第5条1項)を主たる業務としていない。
	<input type="text"/>	市内に民間を含め、類似施設がない。
効率性:	<input type="text"/>	会館、宿泊施設、会議場、健康増進施設、総合保養施設その他これらに準ずる施設ではない。
	<input type="text"/>	利用者が増加している。
	<input type="text"/>	収支バランスや「負担の公平性」の観点から、適切な受益者負担(使用料等)が設定されている。
一次評価:	存続	現状の施設運営が、市民サービス・事務処理・コスト(人件費等)の点から最も効率的である。 経費も多額にかかっておらず、地元住民を中心に管理していただき、「日本新劇の父」とも呼ばれる島村抱月の顕彰のため、生誕地である金城において今後も存続していきたい。
総合評価:	存続	島村抱月顕彰という特殊要因があり、地元住民を中心とした管理がなされ、経費も少ないので存続。今後もコスト削減に努めるとともに、更なる利活用と島村抱月の顕彰に努められたい。